

「民事訴訟手続に関する検討事項」(法務省民事局参事官室、平成3年12月)[抜粋]

「第二 当事者

一 当事者適格

- 1 当事者適格について、改正すべき点があるか。
- 2 例えば、次のような考え方があるかどうか。

(一) [省略]

(二) [省略]

(三) 当事者適格の団体への拡張

一定の差止訴訟等一定の訴訟について、本来の権利義務の帰属主体のほか  
に一定の団体にも原告適格を認めるものとするとの考え方」

「民事訴訟手続に関する検討事項補足説明」(法務省民事局参事官室、平成3年12月)[抜粋]

「第二 当事者

一 当事者適格

- 2 当事者適格の団体への拡張について

(三)は、いわゆる団体訴訟の制度を導入することの当否を問うものである。ドイツでは、個別の実体法(不正競争防止法、普通取引約款法等)において消費者団体等一定の団体に、一定の差止請求権を認め、差止訴訟の原告適格を付与している。例えば、不正競争防止法では、消費者の利益を擁護することを定款上の任務とする団体で当事者能力を有するもの(さらに、判例上、実際に定款に定められた目的に沿って活動していることが必要であるとされている。)に、真実に反する内容の宣伝行為を行った営業者等に対する団体固有の差止請求権を認めており、このような団体訴訟の制度は、一定の有効な機能を果たしているといわれている。そこで、(三)では、このような多数の者の利益にかかわる訴訟について訴えの提起と審理の円滑等を図る見地から、一定の差止訴訟等一定の訴訟において団体訴訟の制度を導入し、本来の権利義務の帰属主体のほか一定の団体にも当事者適格を拡張してはどうかとの考え方の当否を問うこととしている。

なお、このような考え方を採ることとする場合には、まず、個別の実体法において団体にも権利の行使を認めることがその権利の性質上適当であるかどうかを検討する必要があることになろう。」

「民事訴訟手続に関する検討事項」に対する各界意見の概要（法務大臣官房参事官柳田幸三、法務省民事局付検事始関正光、法務省民事局付検事小川秀樹、別冊N B L 2 7号「民事訴訟手続に関する改正試案」より抜粋）

「第二 当事者

一 当事者適格

（三）当事者適格の団体への拡張

一定の差止訴訟等一定の訴訟について、本来の権利義務の帰属主体のほかに一定の団体にも原告適格を認めるものとするとの考え方

この考え方については、大学や消費者団体等から賛成の意見が多数寄せられたが、団体訴訟は個別の実体法において解決すべき問題であることを理由として、反対の意見を寄せる団体等も相当数あった。また、賛成意見の中にも、団体訴訟については、実体法との関係を考慮する必要があり、民事訴訟法上規定を設けることには慎重に対応すべきである旨の補足意見を付記するものが複数あった。」